⑭　本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試行工事である。
⑮　本工事は、施工者が原則１技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。
⑯　本工事は、月単位の週休２日による施工を指定する工事である。なお、月単位の週休２日が達成出来ない場合においても、通期の週休２日による施工を行わなければならない。
⑰～⑲　開発旭川第16号の１⑰～⑲に同じ。

２　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者、当該者を構成員とする経常建設共同企業体。

また、同一の企業が単体、経常建設共同企業体のいずれかの形態をもって同時に入札に参加することは認めない。

⑴　開発旭川第16号の２⑴に同じ。
⑵　①　単体　単体として北海道開発局における工事区分「機械装置」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の申請を令和７年１月15日までに行い受理（定期受付）されていること。

ただし、開札の時において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていなければならない。

②　経常建設共同企業体　経常建設共同企業体として工事区分「機械装置」に係る令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格の申請を行う予定であること。

ただし、開札の時において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていなければならない。

会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。）。
⑶　開発旭川第16号の２⑷に同じ。
⑷　平成21年度以降に、次のア及びイの要件を満たす河川用水門設備の製作及び据付を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。なお、製作及び据付は同一工事でなくてもよい。

ア　シェル構造ローラゲートであること。
イ　１門当たりの純径間が15m以上であること。

ただし、経常建設共同企業体の代表者以外の構成員については、平成21年度から公告開始日までに元請として完成・引渡しが完了した河川用水門設備の製作及び据付を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。なお、施工実績が確認できる資料を添付すること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、旭川開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。
⑸　開発旭川第16号の２⑹に同じ。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。現地での据付期間は、令和７年10月１日から令和８年４月30日まで、令和８年10月１日から令和９年４月30日まで、令和９年10月１日から令和10年３月27日までを予定する。

なお、工場製作において配置する主任技術者又は監理技術者については、同一工場内における他の工事との兼任を認めることとし、現地での据付期間に専任で配置する主任技術者又は監理技術者と同一でなくてもよい。

また、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、２級以上の国家資格又は建設業法第７条第２号イ又はロのいずれかに該当する（建設業法第７条第２号イに規定する学科は土木工学、建築学又は機械工学に関する学科とする。）主任技術者を配置すること。

イ　平成21年度以降に、次の㋐及び㋑に掲げる製作及び据付工事（据付のみでもよい。）の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が次の㋐及び㋑に掲げる製作及び据付工事（据付のみでもよい。）の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい。

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に配置予定技術者の同種工事の実績として評価対象とする。

㋐　ローラ形式のゲートであること。
㋑　１径間が15m以上であること。

工場製作において配置する技術者については、上記㋐及び㋑に掲げる製作及び据付工事（製作のみでもよい。）の経験を有する者であること。製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい。

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　詳細設計に係わる技術者（以下「詳細設計技術者」という。）として、次に掲げる基準のいずれかを満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。

ア　１級土木施工管理技士の資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。
・１級建築施工管理技士の資格を有する者
・１級建築士の資格を有する者
・技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を「建設―鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））の資格を有する者
・ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者
・１級若しくは２級技能検定（鉄工（「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）（但し、２級技能検定に合格した者は、その後鋼構造物工事に関し３年以上実務の経験を有する者（平成16年４月１日時点で合格していた者は実務経験１年以上））の資格を有する者
・主任技術者にあっては、登録橋梁基幹技能者講習修了証を有する者
・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）

⑻～⑿　開発旭川第16号の２⑻～⑿に同じ。

３　総合評価に関する事項

⑴　開発旭川第16号の３⑴に同じ。
⑵　総合評価の方法

ア　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を64点とする。

イ　提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、０～64点の範囲で「加算点」を与える。

評価項目

㋐　工事における品質の確保に関する技術提案
㋑　工事における安全対策に関する技術提案
㋒　賃上げの実施に関する評価

ウ　入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに０～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

㋐　品質確保の実効性
㋑　施工体制確保の確実性

エ　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。